

令和5年度 第2回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

1 日 時

令和5年8月3日(木) 午後1時30分～2時15分

2 場 所

宮崎合同庁舎 2階大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員	古賀、橋口、三島、宮川、森部
労働者代表委員	今村、鎌田、重黒木、田中、中川
使用者代表委員	河野、酒匂、中原、野口、久富
事務局	坂根労働局長、吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、宮崎室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今より、第2回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日は、15名全員の委員の皆様にご出席いただいております。従いまして、最低賃金審議会令第5条の規程に基づき定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

まず、最初に本日の議事録の確認は重黒木委員と野口委員にお願いしたいと思います。

また、当審議会の開催について公示を行いましたところ、2名の申込みがあり、傍聴されていることをご報告申し上げます。

報道機関の方のカメラ等の撮影は、審議会公開要領に開始直前までとされていますので、撮影を終了していただくようお願いいたします。なお、報道機関記者の審議会の傍聴は、傍聴者席で可能となっております。

傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議資料については閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただき差し支えありませんが、お持ち帰ることはお控えください。

なお、会議資料の一部については後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用願います。

次に委員を紹介させていただきます。公益代表の森部委員が7月6日に開催した第1回の審議会では校務のため欠席されておりましたが、本日は出席いただいております。ご紹介させていただきますので、簡単にご挨拶をお願いいたします。

公益代表委員の森部委員です。

【森部委員】

森部でございます。よろしくお願いいたします。

【室長補佐】

ありがとうございました。

次に、資料につきまして、1から7の資料については議題の中で説明いたします。

本日配付させていただいた資料としまして、25 頁以降に、第 1 回本審以降に発表された主要統計資料などをつけており、39 頁からは当局職業安定部が 8 月 1 日に発表した「雇用失業情勢」です。

続いて、47 頁からが、中央最低賃金審議会の第 2 回目目安小委員会の資料です。

49 頁からが賃金改定状況調査結果となっております、52 頁に男女別の第 4 表、賃金上昇率の結果がしております。

宮崎が含まれる C ランクでは、令和 4 年 6 月の賃金が 1 時間当たり 1,199 円、5 年 6 月が同じく 1,224 円と、賃金上昇率は昨年 2.0% から 2.1% に上昇しています。業種別が右側に続いておりますが、生活関連サービス業、娯楽業が 3.4% で最も高くなっています。

54 頁は一般・パート別の第 4 表 となっております、令和 4 年 6 月と令和 5 年 6 月の両方に在籍していた労働者を対象とした集計で、産業計で見いただきますと、C ランクの賃金上昇率は 2.7% となっております、A、B ランクの 2.4% より賃金上昇率が高くなっております。

59 頁からは生活保護と最低賃金との比較に関するものです。これについては後ほど、専門部会で詳しく説明します。この場においては、宮崎においても、生活保護水準と最低賃金との比較では、今年度も最低賃金が生活保護水準を上回っていることが確認されていることをご報告いたします。

63 頁は、地域別最低賃金の未満率・影響率の推移です。

宮崎が含まれる D ランクは、令和 4 年度の未満率は 1.7% で、令和 3 年度の 1.5% と比較すると 0.2 ポイント上昇しております。また、令和 4 年度の影響率は 19.4% で、令和 3 年度の 15.9% から大きく上昇しております。

64、65 頁は、最低賃金基礎調査と賃金構造基本統計調査を基にした各県の未満率、影響率の数字となっております。色を付けているところが宮崎になりますが、基礎調査はどちらかというと小規模事業所に対する調査ということもあり、賃金構造基本統計調査は大企業が含まれる関係もございまして影響率は低くなる傾向があると思います。

67 頁以降は、全国の「時間当たりの賃金分布」に関するグラフで、宮崎と同じ C ランクの県を抜粋しており、宮崎が記載されているのは 70 頁、74 頁、78 頁にございますが、後ほどご確認いただければと思います。

81 頁以降は目安小委員会において委員からの要望等により追加で示された資料となりますが、この中で 120 頁に消費者物価指数の推移が示されており、令和 4 年 10 月以降、C ランクでは 3.6 から 4.7% で推移しております。

最後に、131 頁以降に目安答申をつけております。

以上、簡単ですが資料の説明とさせていただきます。

それでは、今後の議事については、橋口会長に進行をお願いしたいと思います。

【橋口会長】

それでは始めたいと思います。

皆様ご承知のとおり、7 月 28 日に中央最低賃金審議会が地域別最低賃金改定の目安について答申を出しました。

この答申については、このあと事務局から報告していただきますが、今後の審議に当たっては目安答申を意識した議論をしていくことになると思いますので、委員の皆様もよろしくお願いたします。

それでは、議題1「宮崎県最低賃金の改正決定に係る意見について」、最賃法第25条第5項で、最低賃金審議会は、最低賃金の改正決定等の調査審議を行う場合は、関係労働者及び関係使用者の意見を聴くこととなっています。

意見聴取結果について、事務局より説明をお願いします。

【室長補佐】

7月6日の第1回審議会における改正諮問の後、同日に関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示を行いましたところ、3件提出がありました。

資料1頁からのとおりです。

まず、7月14日付けで、日本民主青年同盟宮崎県委員会様から「要請書」が提出されました。

委員長に参考人意見陳述を確認したところ、「8月8日の第2回専門部会での意見陳述を希望する」とのことでした。

次に7月20日付けで、宮崎ふれあいユニオン委員長様から「要請書」が提出されました。

委員長に参考人意見陳述を確認したところ、「8月8日の第2回専門部会での意見陳述を希望する」とのことでした。

次に7月26日付けで、宮崎県労働組合総連合議長様から「意見」が提出されました。

宮崎県労働組合総連合の事務局次長に確認しましたところ、「意見陳述を希望していたが、8月8日は出席できない」とのことでした。

したがって、2団体から意見陳述の希望が出ていることとなります。

なお、この要請書等については7月27日に全ての委員の皆様にもメールで送付しております。

その他の労使団体からは意見等は出ておりませんが、宮崎県弁護士会会長から「最低賃金の引き上げを求める会長声明」が送付されておりますので、参考として資料とは別に机上配布させていただきます。

事務局からの説明は以上でございます。

【橋口会長】

事前に事務局から要請書等が送付されておりますけども、今一度資料でご確認いただいたでしょうか。「要請書」「意見」について、何かご意見等ございませんか。

(意見なし)

【橋口会長】

特に無いようでしたら本件「要請書」「意見」も踏まえ、宮崎県最低賃金専門部会での審議をするということよろしいでしょうか。

また、希望された意見陳述については、この後の第1回専門部会で検討していただきます。

(意見なし)

【橋口会長】

それでは、次に、議題2「運営小委員会報告について」です。運営小委員会の三島座長からご報告をお願いします。

【三島座長】

三島です。運営小委員会は、7月6日に開催され、本年度の審議会運営をどうするかということについて検討いたしました。内容につきましては、資料2、審議会資料7頁のとおりです。事務局から要旨説明をお願いします。

【賃金室長】

それでは「運営小委員会報告」について、ご説明させていただきます。

資料はお手元の7頁をご覧ください。

7月6日の第1回本審後に

公益代表として 三島会長代理と橋口会長

労働者側代表として 中川委員と鎌田委員

使用者側代表として 河野委員と野口委員

以上6名の委員に御出席いただきまして、令和5年度の最低賃金審議会の運営について検討していただきました。以下5点が確認されております。

1点目が、宮崎県最低賃金の改正については、宮崎県最低賃金専門部会において、労働経済の情勢等及び最低賃金法の趣旨を勘案して慎重に審議し、中央最低賃金審議会から目安が提示された後、これを参考として、10月1日発効を目指すこととするが、審議の都合上これがかなわない場合においても早期の発効を目指し努力し審議を行うこと。

2点目は、特定最低賃金の改正等の必要性の有無については、検討小委員会において検討することとし、検討小委員会では関係労使の意見聴取を実施する。改正決定等についての諮問があった場合は、特定最低賃金専門部会の結審は、年内発効を目指して努力するものとする。

3点目は、地域別及び特定最低賃金の金額改正に係る専門部会の審議の運営については、最低賃金審議会令第6条第5項の規定を採用し、専門部会における専決をもって本審答申と同一の効力を有することとする。

なお、6条5項の適用は、専門部会において「全会一致」で決議した場合に限ることとし、専門部会での結審に当たって、労使いずれかの委員が「反対」の意思表示、または、本審開催の「申立て」を行った場合については、本審を開催し、審議のうえ採決する。

また、専門部会で専決を行った場合は、他の本審委員に關係資料を送付し、次回の審議会で報告すること。

4点目は、地域別及び特定最低賃金における審議に際しては、「全会一致」の結審に至るよう努力するものとする。

5点目は、専門部会を含む審議会開催日の設定については、事務局において可能な限り早期に日程調整を行うように努めるとともに、各委員は事務局の行う日程調整に協力するよう努めるものとする。

以上でございます。

【橋口会長】

ただ今の運営小委員会報告について何かご意見はありませんでしょうか。

(意見なし)

ご意見がなければ、報告のとおりご承認いただいたものとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

それでは、議題3「令和5年度地域別最低賃金改正決定の目安について」に入ることにいたします。

先ほども申し上げたとおり、7月28日、中央最低賃金審議会から、本年度の目安に関する答申が示されていますので、その要旨について事務局から報告をお願いします。

【労働局長】

では、私の方から説明をさせていただきます。

資料14、133頁をご覧ください。既に、地域別最低賃金改定に係る目安額については、報道等もされているのでご存じのこととは思いますが、宮崎県が含まれるCランクについては39円という額が示されたところでございます。

資料戻って131頁をご覧ください。項番1、2のところでございますけれども、本答申では、地域別最低賃金額改定の目安について労使の合意が得られず、目安を定めるに至らなかったものの、地方最低賃金審議会における円滑な金額審議に資するため、目安に関する公益委員見解及び「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」を地方最低賃金審議会に提示することとされたものであります。

今回の答申がとりまとめられた経緯等につきましては、時間等の関係もあり、誠に恐縮ではございますが、この後、中央最低賃金審議会会長代理からのビデオメッセージをご覧くださいことで伝達とさせていただきますと存じます。

今後、宮崎県における審議が行われることとなりますが、こうした経緯を考慮し、また、最低賃金に関する実態調査、参考人からの意見聴取等の結果を活用し、宮崎県最低賃金額の改定に向けてご尽力いただきますよう、お願いいたします。

【賃金室長】

それでは、中央最低賃金審議会会長のビデオメッセージを視聴することで目安改定に関する事務局からの報告としたいと思います。

ビデオの準備をしますので、しばらくお待ちください。

(ビデオメッセージ視聴)

中央最低賃金審議会の戎野と申します。

令和5年度地域別最低賃金改定の目安について、中央最低賃金審議会答申を踏まえまして、メッセージをお伝えしたいと思います。

本来であれば、藤村会長がお伝えすべきところではありますが、会長が体調不良のため、会長代理であります私よりお話申し上げたいと思います。

どうぞよろしく願いいたします。

1点目はこのビデオメッセージの趣旨です。

令和5年4月6日にとりまとめられた、「目安制度の在り方に関する全員協議会報告」において、目安の位置づけの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員にも確実に伝わるよう、都道府県労働局への周知方法について検討することを事務局に対し要望されました。

これを受けまして、目安の位置づけの趣旨に加え、この度中央最低賃金審議会においてとりまとめられた令和5年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員に直接伝達されるよう、私からビデオメッセージを送らせていただくこととなりました。地方最低賃金審議会の委員の皆様におかれましては、視聴いただく場を設けることとなった次第です。

視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金額の改定に向けた議論に向け、改めて、目安並びに今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

2点目は、目安の位置付けです。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和5年度目安小委報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて認識いただきたいと思います。

従いまして、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものであります。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

3点目は、令和5年度目安のポイントです。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねてまいりました。この結果、目安額については、Aランク41円、Bランク40円、Cランク39円となりました。

3要素のそれぞれの評価のポイントについて、簡潔にご説明申し上げます。

まず、「賃金」についてです。

連合及び経団連が公表しました賃上げ率は、30年ぶりの高い水準となっております。また、賃金改定状況調査の第4表の男女計及び一般・パート計についても、平成14年以降最大となる、2.1%という結果でありました。継続労働者に限定した第4表は2.5%でありました。

次に、「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これは、個々の企業の賃金支払能力を指すものではないと解され、これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

各種統計資料を見ますと、改善がみられる資料もいくつかありました。

しかしながら、今年度の議論におきましては、企業の支払能力の厳しさを示すものとして、価格転嫁の状況が特に注目されました。価格転嫁が進んでいる企業も増加する一方で、転嫁が進まない企業も増えておりまして、2極化がみられました。価格転嫁が不十分な状況が、賃上げ原資確保を難しくしている状況にもつながっている、その状況にも留意をいたしました。

最後に、3要素のうち、今年度の公益委員見解で最も重視した、「労働者の生計費」についてです。ここは少し詳しく申し上げたいと思います。消費者物価指数については、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの「持家の帰属家賃を除く総合」の対前年同期比は4.3%と、全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%ですね。を上回る水準でありました。

直近の月次を見ると、対前年同月比で、今年4月に4.1%、5月に3.8%、6月に3.9%となっております。昨年10月から今年1月にかけて「持家の帰属家賃を除く総合」4%超え、5%以上にも達する高い伸びとなった時期と比べますと対前年同月比の上昇幅は縮小傾向にあります。しかしながら引き続き高い水準であります。

消費者物価指数の「総合」、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策である「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の影響で一定程度押し下げられております。「総合」では、6月は1%ポイント押し下げられているという試算が出ております。

なお、6月の使用分から電気の規制料金の値上げが行われている上に、当該事業の適用は、9月使用分までとされておりまして、10月使用分以降の扱いについては現時点では決まっていないことを確認しております。

このような中、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であることが必要であると考えております。さらに、昨年以來、継続的に消費者物価の高騰が見られる状況であり、昨年の改定後の最低賃金額が発効した10月から今年6月までの消費者物価指数の対前年同期比は4.3%と、昨年度の全国加重平均の最低賃金の引上げ率3.3%を上回る高い伸び率であったことも踏まえることが、今年度は適当と考えました。

こうした3要素のデータを総合的に勘案しまして、今年度は4.3%を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

次にランクごとの目安額についてです。新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書においても、「今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点からも少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要であると考えました。その上で、賃金改定状況調査の第4表や、消費者物価指数のランク別上昇率を見ますと、各ランクに大きな状況の差異があるとは言いがたいと思います。しかしながら、地域別最低賃金額が相対的に低い地域における負担増にも一定の配慮が必要であることから、Aランク、Bランク、Cランクの目安額の差は1円とすることが適当であると考えました。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめておりますので参照していただきたいと思っております。また、これまで目安に関する小委員会でも提示いたしました資料については、地域別のもも含まれておりますので、適宜参照いただければと思っております。

また、今般の最低賃金改定の目安は、過去最高額となる高い額でありまして、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとのご意見があることも認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員といたしましても、今年度の最低賃金の引上げが着実にされるよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備を行うよう各種要望を例年以上に盛り込んだところであります。

具体的には、生産性向上の支援につきましては、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援の一層の強化を求めました。特に、業務改善助成金につきましては、対象となる事業場を拡大するとともに、最低賃金引上げの影響を強く受ける小規模事業者が活用しやすくなるよう、より一層の実効性ある支援の拡充と、最低賃金の地域間格差を是正しつつ、引き上げていくために、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望いたしております。

さらに、中小企業・小規模事業者において業務改善助成金の活用を推進するための周知等の徹底を要望いたしました。

加えて、中小企業・小規模事業者の賃上げ実現に向けて、賃上げ税制や補助金等における賃上げ企業の優遇、ものづくり補助金、事業再構築補助金等を通じた生産性向上等への支援の一層の強化に取り組むことが必要であること、赤字法人においても賃上げを促進するため、課題を整理した上で、税制を含めて更なる施策を検討することも必要であることも記載いたしました。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等の徹底も要望したところであります。

さらに、価格転嫁対策については、「中小企業・小規模事業者の賃上げには労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠である」という考え方を社会全体で共有するとともに、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望いたしました。

4点目は、発効日についてです。

発効日については、10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見もあると承知しております。

令和5年全員協議会報告において、発効日とは審議の結果で決まるものであり、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項におきましても発効日は公労使で議論して決定できるとされています。このことを、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当であるというふうに記載されています。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

5点目、最後になりますが、これは公労使による真摯な議論についてです。これまで述べてきましたとおり、目安額を示す際に、様々な資料に基づいて公労使で真摯な議論を行ってきたところであります。地方最低賃金審議会におきましても、公労使による真摯な議論が行われますことを期待しております。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果については、注目していきたいと思っております。皆様には、中央最低賃金審議会の報告も参考になさって、公労使による真摯な議論をお願いしたいと存じます。

以上です。どうもありがとうございました。

【橋口会長】

ただいま、令和5年度地域別最低賃金額改定の目安について、中央最低賃金審議会から答申された経緯等について、中央最低賃金審議会会長代理からのメッセージ動画の中で詳細な数値等を交えながら説明だったと思います。

今回の目安額の答申に至るまでの経緯について理解が深まったのではないかと思いますけども、中身的には5点について説明があったところです。

最低賃金の審議については、先ほど、報告があったように、この後専門部会でやっていくことは確認済みではございますけれども、この場でメッセージについて、何か感想、ご意見がありましたら承りますが、どうですか。

(意見なし)

【橋口会長】

次に、議題4「専門部会委員の選任について」ですが、事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

地域別最低賃金の専門部会委員の任命についてご説明いたします。

7月6日の第1回審議会で、地域別最低賃金専門部会を設置することが確認されましたので、7月6日に専門部会委員の候補者の推薦について公示を行い、労働者団体及び使用者団体からそれぞれ候補者の推薦をいただきました。

その結果、

公益代表委員として、 森部委員、橋口会長、宮川委員
労働者代表委員として、中川委員、重黒木委員、鎌田委員
使用者代表委員として、河野委員、酒匂委員、野口委員

の9名の方を本日付で専門部会委員に任命いたしました。

委員名簿は資料9頁につけております。

本日の本審のあとに、第1回専門部会の開催を予定しております。

説明は以上です。

【橋口会長】

ただ今の事務局説明について何かご質問はありませんか。

(質疑なし)

それでは了解いたしました。

【橋口会長】

引き続き、議題5「特定最低賃金の改正の必要性の有無の諮問及び検討小委員会の設置について」審議に入りたいと思います。

まず、特定最低賃金の改正の申出書に関する資格要件の審査結果について事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

令和5年度産業別最低賃金改正申出に関する要件審査結果について報告いたします。

資料は11頁からとなります。

日本労働組合総連合会宮崎県連合会様から、2023年7月14日付で、現行の4業種について、特定(産業別)最低賃金の金額改正の申出がありました。審査にあたっては、定量的要件に関する審査と、労働協約等における賃金の最低額との関係を審査することとなっています。

改正の場合にあっては産別最賃の適用労働者の概ね1/3以上の労働者の合意が必要となっており、審査の結果は15頁に取りまとめたとおりです。

まず、「自動車(新車)小売業最低賃金」につきましては、自動車総連宮崎地方協議会販売部門連絡会議長から申出があり、審査したところ適用労働者数2,780人に対して合意のあった労働者数が969人、比率は34.9%で、概ね3分の1以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額956円です。

次に「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」につきましては、全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会宮崎地域懇談会代表から申出があり、審査したところ適用労働者数 8,010 人に対して、合意のあった労働者数が 3,554 人、比率は 44.4%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出であると判断しました。

労働協約等における賃金の最低額は時間額 954 円です。

続いて、「各種商品小売業最低賃金」につきましては、宮崎県小売産業別最賃労組連絡会の代表幹事から申出があり、審査したところ、適用労働者数 3,810 人に対して合意のあった労働者数が 2,608 人、比率は 68.5%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額 895 円です。

最後に、「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金」につきましては、日本食品関連産業労働組合連合会宮崎地区協議会議長から申出があり、審査したところ、適用労働者数 2,480 人に対して、合意のあった労働者数が 1,361 人、比率は 54.9%で、概ね 3 分の 1 以上の合意による申出がされております。

労働協約等における賃金の最低額は時間額 860 円です。

以上のとおり、令和 5 年度特定最低賃金の改正申出に関する要件につきまして、定量的要件に関しては 4 業種とも適正であることを報告いたします。

なお、特定最低賃金を引き上げる際の上限額は関係労使の申し出に係る労働協約等における賃金の最低額となりますので、この点については検討小委員会でのご審議をお願いしたいと思っております。

【橋口会長】

ただ今の説明について何か質問のある方はお願いします。

(質疑なし)

【橋口会長】

それでは、特定最低賃金について改正申出の要件が適正だったということですので、労働局長から改正の必要性の有無について諮問をお受けしたいと思っております。

【労働局長】

(諮問文を読み上げて手交) よろしく申し上げます。

(手交後、諮問文の写しを各委員に配付)

【橋口会長】

ただいま、諮問をお受けしました。特定最低賃金の改正の必要性の有無につきましては、後日、検討小委員会の場で審議することになりますが、まず、この検討小委員会の構成について、従来の慣例等について事務局より説明願います。

【賃金室長】

特定最低賃金につきましては、中央最低賃金審議会の答申に基づき、金額改正決定の申し出を受理した場合には、金額審議に先立ち、必ず「改正の必要性」について審議会の意見を求めることとされております。

宮崎地方最低賃金審議会におきましては、「検討小委員会」を設けて「改正の必要性」について審議していただいているところです。

宮崎地方最低賃金審議会運営規程第3条では「会長は審議会の議決により特定の事案について、事実の調査をし、又は、細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会を設けることができる。」と規定されており、この規定に基づき検討小委員会が設置されてきております。

これまで、委員は公・労・使各側3名で構成し、座長及び座長代理は、公益委員から選出し、取りまとめをお願いしています。

また、検討小委員会は全会一致を原則としており、これまで採決を行ったことはございません。以上が従来からの、検討小委員会の目的、委員の構成及び運営方法でございます。

【橋口会長】

検討小委員会について事務局より説明がありましたが、この場で検討小委員会の各側3名の委員の選出をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(意見なし)

それでは、公益代表委員については、古賀委員、三島委員、森部委員の3人をお願いします。労・使各側から、委員の推薦をお願いします。労側、いかがですか。

【中川委員】

はい。今村委員、鎌田委員、中川でお願いいたします。

【橋口会長】

使側、いかがですか。

【河野委員】

はい。野口委員、酒匂委員、私、河野の3名でお願いいたします。

【橋口会長】

それでは、検討小委員会は、
公益側が、 古賀委員、三島委員、森部委員
労働者側が、 今村委員、鎌田委員、中川委員
使用者側が、 河野委員、酒匂委員、野口委員
以上の9名の委員をお願いします。

次に、検討小委員会の日程について、事務局の考えがありましたら聞かせてください。

【賃金室長】

検討小委員会の開催につきましては、先日、事務局の方で日程調整をさせていただき、運営小委員会で検討いただいております。そのなかで、

第1回を8月16日(水)午後1時30分から

第2回を8月18日(金)午後1時30分から

に予定しておりますので、検討小委員会の委員の皆様はよろしくお願いたします。

【橋口会長】

いま説明のあった日程でよろしいでしょうか。

(異議なし)

【橋口会長】

それでは、検討小委員会での議題6の「関係労使の意見聴取」について、事務局より説明願います。

【賃金室長】

前回第1回審議会で概要をご説明し、運営小委員会で詳細と日程の確認をいただいております。19頁をご覧ください。

本日、施行版要領としております。

意見表明者の推薦様式は21頁の別紙1となっておりまして、既に4産業について、労側から4名、使側からは自動車小売業の1名、計5名の推薦をいただいております。

資料23頁に意見書様式を示しておりますが、これにつきましては、県最賃答申後速やかに、第1回検討小委員会までに提出いただく、日程的にはかなり短期間になりますので、当日持参でも差し支えないと考えております。

意見陳述につきましては第1回検討小委員会で行いたいと思います。なお、討論の場ではなく質問に回答できる場合は回答していただく。意見陳述を希望されない場合は各委員が意見書を黙読し、質問が出た場合、労使各側が回答できる場合は回答する、というふうに考えております。

必要性審議におきましては、労働者側からは「当該特定最低賃金自体の存在意義、地域別最賃に一時的に埋没しても1円以上引き上げる必要性、宮崎における当該産業の優位性」などの主張が考えられます。

一方、使側からは「当該特定最低賃金の廃止、引き上げできない、改正の必要はない」などの主張が考えられますが、これらの主張を踏まえて審議が一層活発になると考えております。

説明は以上です。

【橋口会長】

ただいま、関係労使の意見聴取について事務局より説明がありましたが、ただ今の説明について何か質問のある方はございませんか。

(質疑なし)

それでは、関係労使の意見聴取をするということで、要領に沿って、実施するということよろしいでしょうか。

(異議なし)

配付資料で何か質問がある方はお願いします。

(質問なし)

【橋口会長】

続きまして、議題7「その他」になりますが、何かございますでしょうか。

(意見なし)

【橋口会長】

他に無いようでしたら、予定された議題は以上ですので、本日の会議はこれで終わります。

本日の議事録については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第7条第2項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

(異議なし)

それでは議事録は公開とします。なお本日の議事録の確認は冒頭に事務局の説明のとおり、重黒木委員と野口委員にお願いいたします。

お疲れ様でした。

会 長

労働者側代表委員

使用者側代表委員